

# 青少年の健全な育成に関する条例に基づく一斉立入調査結果について

平成19年9月19日  
京都府府民労働部  
(青少年課 075-414-4305)

「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」(7月)の取組として実施した青少年の健全な育成に関する条例に基づく一斉立入調査の概要は下記のとおりでしたので、お知らせします。

## 記

### 1 調査概要

調査内容 特に青少年に悪影響があるとして社会問題化している事項を中心に、条例の遵守状況等を確認し、その徹底を図る。

調査期間 平成19年7月3日(火)～8月2日(木)

調査員 延200名(⑩延222名)

調査方法等 視認・聴取による調査、指導・要請及び啓発資料の配付

調査件数 1,142件(⑩1,141件)

### 2 調査結果

主な調査項目	調査結果の概要
まんが喫茶・インターネットカフェ(57店舗)	○ 深夜入場拒否掲示を適正に行っている店舗は80%で、昨年度に比べ14ポイント改善 ○ フィルタリングソフトの導入等により有害情報の視聴防止措置を講じている店舗は66%で、昨年度から19ポイント改善。 ○ 週半分以上宿泊している者は京都市内の8店舗に20数人程度であり、年齢層は20歳代から60歳代まで幅広く、ほとんどが男性。
携帯電話取扱店(119店舗)	○ 初めて条例に基づく立入調査を実施。「フィルタリングの方法の紹介」を行っているのは90%、「出会い系サイトへの接続等について注意喚起」しているのは66%であった。
カラオケボックス(43店舗)	○ 深夜入場拒否掲示を適正に行っている店舗は79%。
書店・レンタルビデオ店(159店)	○ 有害類似図書類を扱う店舗は81%。そのうち取り扱う全ての有害図書類を適切に区分陳列していたのは77%。昨年度の62%から15ポイント改善。
コンビニエンスストア(307店)	○ 深夜帰宅促しは99%の店舗で実施。条例改正直後の51%から大幅に増加。 ○ 適切に区分陳列しているのは92%。平成17年77%、平成18年90%と着実に改善。

※詳細は別紙参照

⇒条例違反と思われる事項に対する指導72件、条例上の努力義務に係る要請81件を行った。

### 3 今後の対応

- ① 問題が見出された店舗等については、調査時の指導に基づく改善状況を点検し、必要に応じて再指導する。
- ② 毎年開催している関係業界団体との懇談会において、問題のあった事項等について業界全体としての改善の取組を要請する。
- ③ 不安定就労が原因でネットカフェ等を宿泊利用する者等への対応として、京都ジョブパークのパンフレットの店頭配架を願うとともに、利用者への聞き取り調査による実態把握を行い、関係機関とも連携しながら有効な対策の検討を行う。

対象店舗等	調査件数	調査結果の概要
まんが喫茶、インターネットカフェ等	57	<p>初めて京都府内全店調査。95%の店舗で深夜営業をしており、そのうち76%で24時間営業。深夜入場禁止について適切に掲示していたのは80%。昨年度の66%から14ポイント改善。深夜に帰宅を促す声かけ等（努力義務）をしていたのは89%。</p> <p>インターネットが利用できるのは95%、そのうちフィルタリングソフトの活用等で有害情報の視聴防止対策（努力義務）をしているのは66%、昨年度の47%から19ポイント改善。</p> <p>週半分以上ネットカフェ等を宿泊利用している者は京都市内の8店舗に20数人程度であり、その年齢層は20歳代から60歳代まで幅広く、ほとんどが男性。</p>
携帯電話取扱店	119	<p>初めて条例に基づく立入調査を実施。条例の周知状況は74%。条例上の自主的努力義務である、保護者及び青少年に対し、フィルタリングの方法の紹介を行っているのは90%、保護者及び青少年に対し、有害な勧誘メールや出会い系サイトへの接続について注意を促しているのは66%であった。</p>
カラオケボックス	43	<p>調査店舗全てで深夜営業を行っており、深夜入場禁止について適切に掲示していたのは79%。</p>
書店・レンタルビデオ店	159	<p>有害類似図書類を扱う店舗は81%。そのうち取り扱う全ての有害図書類を適切に区分陳列していたのは77%。昨年度の62%から15ポイント改善。</p>
コンビニエンスストア	307	<p>96%が深夜営業をしており、そのうち深夜に帰宅を促す声かけ等（努力義務）をしていたのは99%で、条例改正直後の51%（昨年度は93%）から見ると啓発効果が浸透したと言える。</p> <p>有害類似図書類を扱う店舗は87%。そのうち適切に区分陳列していたのは92%。業界全体で区分陳列用の仕器を各店舗に配付したこともあり、平成17年度77%、平成18年度90%と着実に改善。</p>
図書类等自動販売機等	429	<p>現在届出のある府内すべての図書类等自販機402台を調査した。</p> <p>条例改正による規制・指導強化とインターネットの普及による売上減少により、台数は16年度末679台、17年度末460台、18年度末399台と減少してきているが、今回の調査で下げ止まりの傾向があることが判明。今回無届け設置と思われる7台の自販機を確認したため、今後詳細について調査のうえ指導を強化する。</p> <p>他に、届出対象外の下着の自動販売機20台を確認。</p>
その他	28	<p>他に新古書店、ゲームソフト店、ビリヤード場等、がん具・刃物取扱店、利用カード販売場所を調査。</p>
合計	1,142	

※件数は、自動販売機等は台数、その他は店舗数。